# 岡山県公報

発行　岡山県

目　次


| | | 担当課（室） |
|---|---|---|
| 【告示】 | | |
| ○ | 令和七年度県統計調査の実施 | 統計分析課 |
| ○ | 〃 | 〃 |
| ○ | 精神通院医療を担当する医療機関の指定 | 健康推進課 |
| ○ | 廃物と認定することが困難な放置自転車等の処分 | 港湾課 |
| 【公告】 | | |
| ○ | 落札者等の決定 | 市町村課 |
| ○ | 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧 | 経営支援課 |
| ○ | 公共測量の実施 | 監理課 |
| ○ | 〃 | 〃 |
| ○ | 〃 | 〃 |
| ○ | 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 | 建築指導課 |
| ○ | 〃 | 〃 |
| ○ | 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 | 〃 |
| 【教育委員会】 | | |
| ○ | 岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則 | 教育委員会 |
| ○ | 岡山県教育委員会文書規程の一部改正 | 〃 |


目　次

（以上県例規集登載）

担当課（室）

**◎岡山県告示第三百六十号**

令和七年度において、次の県統計調査を実施する。

令和七年七月十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　県統計調査の名称及び目的

1　名称

岡山県景況調査

2　目的

県内の製造業及び商業を営む中小企業を対象として、定期に景況等の実態を調査・把握し、県の産業支援策検討等の基礎資料として活用する。

二　県統計調査の対象の範囲

1　地域的範囲

岡山県全域

2　属性的範囲

県内の中小企業

三　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1　報告を求める事項

(1)　景況について

(2)　ＢＣＰ（事業継続計画）について

(3)　米国の関税政策の影響について

(4)　コロナ特別融資について

(5)　金融相談について

2　その基準となる期日又は期間

毎年五月一日、八月一日、十一月一日及び二月一日

四　報告を求める者

七百五十事業所

五　報告を求めるために用いる方法

オンライン調査、メール及びＦＡＸ

六　報告を求める期間

毎年五月、八月、十一月及び二月の上旬

七　実施部課名

産業労働部経営支援課

**◎岡山県告示第三百六十一号**

令和七年度において、次の県統計調査を実施する。

令和七年七月十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　県統計調査の名称及び目的

1　名称

県内自動車関連企業を対象とした米国関税措置に係る影響調査

2　目的

県内の自動車関連企業を対象に米国関税措置に係る影響を調査・把握し、県の産業支援策検討等の基礎資料として活用する。

二　県統計調査の対象の範囲

1　地域的範囲

岡山県全域

2　属性的範囲

県内の自動車関連企業

三　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1　報告を求める事項

(1)　米国関税引上げによる売上げへの影響

(2)　今後予想される影響

(3)　期待する支援策等

2　その基準となる期日又は期間

令和七年八月一日、同年十一月一日及び令和八年二月一日

四　報告を求める者

八十事業所

五　報告を求めるために用いる方法

オンライン調査

六　報告を求める期間

令和七年七月下旬から令和八年二月まで

七　実施部課名

産業労働部産業振興課

**◎岡山県告示第三百六十二号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年七月十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

| 指定した医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| --- | --- | --- |
| ユアサ薬局　大高店 | 倉敷市西中新田二〇―一三 | 令和七年七月一日 |
| ププレひまわり薬局　山陽店 | 赤磐市下市四七七―一 | 令和七年七月一日 |
| ププレひまわり薬局　玉野店 | 玉野市宇野一―二二―一四 | 令和七年七月一日 |

**◎岡山県告示第三百六十三号**

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車等の処分について次のとおり告示する。

令和七年七月十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　放置自転車等の種類、名称、形状等、数量及び自転車防犯登録番号標等

| 種類、名称、形状等 | 数量 | 自転車防犯登録番号標等 |
|---|---|---|
| 自転車　二六インチ　白 | 一台 | 不明 |
| 自転車　二〇インチ　黒 | 一台 | 不明 |
| 自転車　二六インチ　黒 | 一台 | 玉野Ａ三〇八八九 |
| 自転車　二六インチ　銀 | 一台 | ○一Ｐ七○○三六 |
| 自転車　二七インチ　青 | 一台 | 玉野Ｈ一三五四九 |
| 自転車　二六インチ　黒 | 一台 | 不明 |
| 原動機付自転車　銀 | 一台 | 徳島市め・七九六 |
| 自転車　二〇インチ　黒 | 一台 | 不明 |
| 自転車　二六インチ　銀 | 一台 | 不明 |
| 自転車　二六インチ　銀 | 一台 | 不明 |
| 自転車　二六インチ　白 | 一台 | 栄一七○○二五八八○（神奈川） |
| 自転車　二六インチ　白 | 一台 | ○一Ｑ七三三二八 |
| 自転車　二六インチ　銀 | 一台 | 不明 |
| 自転車　二六インチ　銀 | 一台 | 不明 |
| 自転車　二六インチ　黒 | 一台 | ○一Ｒ一五二六九 |
| 自転車　二六インチ　白 | 一台 | ○一Ｑ八七二一一 |
| 自転車　二六インチ　緑 | 一台 | ○一Ｑ三四七四二 |
| 自転車　二六インチ　黒 | 一台 | ○一Ｑ四四五四五 |
| 自転車　二六インチ　黒 | 一台 | 玉野Ｈ一一二五九 |
| 自転車　二六インチ　銀 | 一台 | 岡山西Ｊ五五六七二 |
| 自転車　二六インチ　黄 | 一台 | 不明 |
| 自転車　二六インチ　黄 | 一台 | 不明 |
| 自転車　二二インチ　クリーム | 一台 | 玉野Ａ三○八八○ |
| 自転車　二六インチ　黒 | 一台 | ○一Ｒ六二八八○ |
| 自転車　二四インチ　銀 | 一台 | 岡山南Ｊ六一二八九 |
| 自転車　二四インチ　紫 | 一台 | 不明 |
| 自転車　二四インチ　茶 | 一台 | 不明 |
| 自転車　一二インチ　銀 | 一台 | 不明 |
| 自転車　二六インチ　黒 | 一台 | 岡山西Ｋ三四三五八 |
| 自転車　二六インチ　黒 | 一台 | 六五五六一九二八九 |
| 原動機付自転車　茶 | 一台 | 直島町あ八七一六 |
| 原動機付自転車　茶 | 一台 | 玉野市Ａ五二八三 |
| 原動機付自転車　銀 | 一台 | 玉野市Ａ五五五二 |

二　条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和七年六月二日

三　放置されている場所

玉野市築港一丁目地先　宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四　この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五　担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号　〇八六三―三一―三二一一

〔三一八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年七月十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　借入件名の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等賃貸借　一式

二　契約期間
令和七年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

三　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県県民生活部市町村課
岡山市北区内山下二丁目四番六号

四　落札者を決定した日
令和七年六月十九日

五　落札者の名称及び所在地
ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社　中国支店
広島県広島市中区立町二番二七号

六　落札金額
一月当たり八七九、一七五円（うち消費税額及び地方消費税の額七九、九二五円）

七　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

八　入札公告日
令和七年五月九日

〔三一九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年七月十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　届出事項の概要

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　（仮称）ドラッグコスモス津山昭和町店

所在地　津山市昭和町一丁目三七ほか

２　届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称　株式会社コスモス薬品

住所　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者の氏名　代表取締役　横山　英昭

３　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称　株式会社コスモス薬品

住所　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者の氏名　代表取締役　横山　英昭

４　大規模小売店舗の新設をする日

令和八年二月二十六日

５　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百八平方メートル

６　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1)　駐車場の収容台数　四十台

(2)　駐輪場の収容台数　十台

(3)　荷さばき施設の面積　二十七平方メートル

(4)　廃棄物等の保管施設の容量　九立方メートル

７　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4)　駐車場の自動車の出入口の数　二箇所

(5)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで

二　届出年月日

令和七年六月二十五日

三　縦覧の期間及び場所

１　縦覧の期間

令和七年七月十一日から同年十一月十一日まで

２　縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ

〔三二〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年七月十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

| 測量区域 | 測量の種類 | 測量期間 |
| --- | --- | --- |
| 玉野市滝地内 | 公共測量（基準点測量） | 令和七年六月三十日から同年八月十一日まで |

〔三二一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年七月十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

| 測量区域 | 測量の種類 | 測量期間 |
| --- | --- | --- |
| 津山市下高倉地内 | 公共測量（基準点測量） | 令和七年五月二十日から同年十月三十一日まで |

〔三二二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年七月十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

| 測量区域 | 測量の種類 | 測量期間 |
| --- | --- | --- |
| 美作市五名地内 | 公共測量（用地測量） | 令和七年七月一日から同年十二月二十五日まで |

〔三二三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年七月十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市津崎字丸田一一八番一

二　許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市東区南古都一三四番地三八

青空株式会社

代表取締役　石原　大介

岡山市北区大内田八二〇番地七

シーアール物流株式会社

代表取締役　大久保泰造

三　許可年月日及び許可番号

令和七年三月十八日岡山県指令建指第四一四号

〔三二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年七月十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小田郡矢掛町里山田字北原九四七番六、九五二番三、九五二番七、九五二番一二、九五二番一三、九五二番一四、九五二番一六、九五三番一、九五三番五、九五三番六、九五四番五、九五四番六、九五四番七、九五四番九、九五四番一一、九五四番一二、字堤外一〇一二番一の一部、一〇一二番二の一部、一〇一三番の一部、一〇一六番一の一部、一〇一六番三の一部、字北原九五二番七地先道、九五三番一地先堤

二　許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

小田郡矢掛町矢掛三〇一八番地

矢掛町　矢掛町長　山岡　敦

三　許可年月日及び許可番号

令和七年三月二十七日岡山県指令建指第四三一号

〔三二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和七年七月十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市津崎字丸田一一八番一

二　公共施設の種類

緑地

三　位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四　許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市東区南古都一三四番地三八

青空株式会社

代表取締役　石原　大介

岡山市北区大内田八二〇番地七

シーアール物流株式会社

代表取締役　大久保泰造

五　許可年月日及び許可番号

令和七年三月十八日岡山県指令建指第四一四号

**◎岡山県教育委員会規則第八号**

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年七月十一日

岡　山　県　教　育　委　員　会

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「押印しようとする書類に起案文書その他証拠書類を添え」を「岡山県教育委員会文書規程（平成八年岡山県教育委員会訓令第三号）第一条の二第一項第四号に規定する文書管理システムにより」に、「提示して」を「申請して」に改め、同条第二項中「起案文書に認印を押さなければ」を「文書管理システムに承認の登録をしなければ」に改める。

第八条に次の二項を加える。

３　教育政策課長が第一項の規定により難いと認めた場合は、押印しようとする書類に起案文書その他証拠書類を添え、公印保管者又は公印取扱者に提示して審査を受けなければならない。

４　公印保管者又は公印取扱者は、前項の規定による公印の使用を適当と認めたときは、起案文書に認印を押さなければならない。

**附　則**

この規則は、令和七年八月一日から施行する。

**◎岡山県教育委員会訓令第三号**

岡山県教育委員会文書規程（平成八年岡山県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十一日

庁中一般

岡山県教育委員会

第一条の二中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　文書管理システム　電子計算機を利用して文書等の収受、起案、決裁、保存、廃棄、移管その他文書等の管理に関する一連の事務の処理を行うシステムをいう。

五　電子決裁　文書管理システムの機能を利用して電子的方式により電子文書の決裁を行う方法をいう。

第二条に次の一項を加える。

２　文書等の処理は、文書管理システムを利用して行うものとする。ただし、教育政策課長がこれにより難いと認めた場合は、この限りでない。

第六条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　文書管理システムの運用に係る課内の基本的な設定に関すること。

第十条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書」を「文書等」に、「次の」を「次に掲げる」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「文書」を「文書等」に改める。

第十二条第一項中「文書は」を「文書等は」に改め、同条第二項中「文書」を「文書等」に改める。

第十四条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

第十六条中「収受した文書等」の下に「（電子文書を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二号中「別に定める措置をとるものを除き、文書管理台帳（様式第三号）に所要事項を記入する」を「電子文書に変換し、所要事項とともに文書管理システムに登録する」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、電子文書への変換に適しない文書として教育政策課長が定めるものについては、その登録を省略することができる。

第十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　別に定める措置をとるものを除き、教育政策課長が前号本文の規定により難いと認めた場合は、文書管理台帳（様式第三号）に所要事項を記入すること。

第十六条の二第二項を次のように改める。

２　前項の規定により収受した電子文書は、軽易なものを除き、電磁的記録として取り込み、所要事項とともに文書管理システムに登録した上で、前条第四号及び第五号の規定により処理するものとする。ただし、その課の分掌に属しないものは、主務課に速やかに送付するものとする。

第十六条の二に次の一項を加える。

３　別に定める措置をとるものを除き、教育政策課長が前項本文の規定により難いと認めた場合は、文書管理台帳に所要事項を記入するものとする。

第十七条中「第十六条第三号」を「第十六条第四号又は前条第二項」に改める。

第十八条第一項中「事務の処理に当たっては」を「教育政策課長が前項の規定により難いと認めた場合は」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「簡易」を「軽易」に改め、同項を

同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

事務の処理は、事務担当者が、処理期限等所要事項及びその処分案を文書管理システムに登録して、電子決裁により行わなければならない。

第十九条中「処分案」を「処分案が登録された電子文書又は処分案」に、「以下」を「以下この条から第二十二条まで及び第二十七条において」に、「簡明にし、字句を添削したときは、これに認印を押さなければ」を「簡明にしなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

２　起案文書の文案は、起案用紙を用いて起案を行う場合であって、字句を添削したときは、これに認印を押さなければならない。

第二十条第一項中「第一号から第三号まで」を「次の各号」に、「ものは起案用紙の取扱区分欄に、第四号から第六号までに掲げるものは起案用紙の発送区分欄に、それぞれ当該各号」を「ものは、当該各号」に、「記入し」を「文書管理システムに登録し」に改め、同条第二項中「赤色の付せんを起案用紙の上部にはらなければ」を「文書管理システムを用いて起案を行う場合にあっては至急の取扱いを文書管理システムに登録し、起案用紙を用いて起案を行う場合にあっては起案用紙の上部に赤色の付箋を貼らなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の起案文書のうち起案用紙によるものは、前項各号に掲げる取扱いの区分に応じ、当該各号に定める取扱いの種類を起案用紙の取扱区分欄及び発送区分欄に記入しなければならない。

第二十一条第二項中「起案文書」の下に「のうち起案用紙によるもの」を加える。

第二十四条の見出し中「の文書等」を「文書」に改め、同条中「文書等は」を「文書のうち起案用紙によるものは」に改める。

第二十五条中「完結文書は」を「完結文書（電子文書を含む。第三十二条から第三十四条まで及び第三十六条において同じ。）は」に改める。

第二十六条中「第十六条に規定する文書管理台帳」を「文書管理システム等」に改める。

第二十七条を次のように改める。

（発送文書の処理）

**第二十七条**　決裁を受けた文書等のうち、規則、訓令、告示及び一連番号を付する公告については教育政策課において令達番号簿（様式第六号）に、その他の発送文書については主務課において文書管理システムに文書番号等所要事項を登録しなければならない。ただし、教育政策課長がこれにより難いと認めた場合は、文書発送番号簿（様式第七号）に所要事項を記入するものとする。

２　発送文書が起案用紙による起案文書に係るものであるときは、起案用紙に文書番号及び施行年月日を記入しなければならない。

第二十八条第二号中「起案用紙」を「文書管理システムに校合者情報を登録し、起案用紙を用いて起案を行う場合にあっては、起案用紙」に改める。

第二十九条中「ために文書を提示された」を「ための申請があった」に改める。

第三十一条の二第三項を削る。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（保存年限の特例）

**第三十二条の二**　電子文書に変換した文書については、引き続き保存を要するものを除き、一年未満の保存年限を設定できるものとする。

第三十三条に次のただし書を加える。

ただし、保存年限が一年未満の完結文書については、当該文書を作成し、又は取得

した日から起算する。

第三十四条第一号中「編冊」を「文書の編冊」に改め、同条第三号中「編冊の題名」を「簿冊名（「編冊の題名」をいう。）」に改める。

第三十四条の二を次のように改める。

（電子文書の保存）

**第三十四条の二**　電子文書（電子メールを含む。）は、軽易なものを除き、文書管理システムに記録して保存するものとする。ただし、別に定めるもののほか、文書管理者が定める記録媒体に記録して保存する場合は、この限りでない。

第三十五条第一項中「の文書目録」を「及び前条の規定により文書管理システムに記録して保存する電子文書の文書目録（簿冊管理表）」に改め、同条第二項中「文書目録」の下に「（簿冊管理表）」を加える。

第三十八条第一項中「文書」を「文書等」に、「印影」を「電子文書以外の文書等については、印影」に改め、同条第三項を削る。

第三十九条中「前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、同条第一項」を「前条第一項」に改める。

様式第四号中

「

| 取扱区分 |
| --- |
| □取扱注意 |
| □例　　規 |

」

を

「

| 取扱区分 |
| --- |
| □取扱注意 |
| □例　　規 |
| □公報掲載 |

」

に改める。

様式第十号中「ファイル管理表」を「簿冊管理表」に、「ファイル名」を「簿冊名」に改め、「合計　　冊」を削る。

**附　則**

（施行期日）

1　この訓令は、令和七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令による改正後の岡山県教育委員会文書規程第三十二条の二の規定は、令和六年度以前に完結した文書についても適用する。

3　この訓令の施行の際、現に使用されているこの訓令による改正前の岡山県教育委員会文書規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。